

令和6年度 大分地方最低賃金審議会

1 日時 令和6年8月27日(火)午前10時～

2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
(大分市東春日町17番20号)

3 出席委員

公益代表：荒井委員、井田委員、田中委員、松隈委員、本谷委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員、山田委員
使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員、渡辺委員

4 事務局

大分労働局：佐藤労働局長、本多労働基準部長、竹内賃金室長、
幡手賃金室長補佐

5 議題

- (1) 「大分地方最低賃金審議会の大分県最低賃金の改正決定に関する意見」に対する異議申出について(諮問)
- (2) 上記(1)の異議申出に対する取扱いについて(審議)
- (3) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(運営小委員会報告)
- (4) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)
- (5) 特定最低賃金の改正決定について(諮問)
- (6) その他

6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、宮脇委員からご欠席との連絡をいただいております。

このため、本審議会には14名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

会長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

早速ですが、議題1「大分地方最低賃金審議会の大分県最低賃金の改正決定に関する意見」に対する異議申出について（諮問）」に入ります。

本件について、まず、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

8月9日に審議会からいただきました大分県最低賃金改正の答申につきまして、8月26日までが異議申出の期間となっております。

今般、8月23日付けで大分県労働組合総連合より、異議申出があったところです。大分県労働組合総連合の異議申出については資料1で写しを配付しております。

この異議申出につきまして、最低賃金法第11条第3項の規定により審議会の御意見をいただきたいと思います。

それでは、ただ今から、労働局長より、その諮問を行わせていただきます。

それでは、井田会長、佐藤局長、中央にお越し願います。

【局長から会長に諮問文を手交】

会長

ただ今、労働局長から異議申出について諮問を受けました。

このため、議題2「異議申出に対する取扱いについて」に入り、異議申出についての審議を行います。

まず、事務局から異議申出書の読み上げをお願いいたします。

室長補佐

【異議申出にかかる諮問文の読み上げ】

会長

異議申出書に関しましては資料No. 1ということになっていただいております。

それでは、本件異議申出に対する労使各側のご意見をお伺いしたいと存じます。

まず、労働者代表委員からよろしく願いいたします。

藤本委員

いただいたこの申出の内容については理解するものの、この現時点で954円という金額については労働側の主張も致しましたし、公労使の会議の中でしっかりと議論を尽くした結果と考えています。

現在の結果に納得しているわけではありませんけれども、議論した結果がこの金額だと理解しておりますので、この申出については受け入れできないと労働側としては考えておりますのでよろしく願いします。

会長

続きまして、使用者代表委員からお願いいたします。

藤野委員

使用者側委員としましては、今年度の改正審議に当たり最初に申し上げましたけれども、最近の物価上昇や人材確保の面から最低賃金の引き上げ自体は理解いたしますという前提です。

ただ急激な引き上げというのはやはり影響を受けやすい中小企業、小規模事業者にとっては非常に厳しいところがあるのではないかとということで、審議の中では我々は今回の引き上げ額に対しても反対という立場をとらせていただきました。

ただ、結果は採決により決定したことでありますので、大分県の最低賃金審議会及び専門部会で十分慎重に審議した結果と受け止めておりますので954円については尊重すべきであると考えております。以上です。

会長

ありがとうございます。

その他、異議申出に対し、何か御意見はありませんか。

公益委員の皆様はいかがですか。

【意見なし】

それでは、ここで審議会として結論を出すこととしたいと思います。
提出された、異議申出については、労使委員の意見等を踏まえ「棄却」としたいと思います。

委員の皆様その取扱いでよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

それでは、本件の異議申出に対しては、「棄却」することとし、本年度の大分県最低賃金の改正は、8月9日の答申のとおりとすることを本審議会として確認します。

異議申出に対する審議が終了しましたので、答申文の検討を行いたいと思います。

答申文の（案）について、事務局は作成、配付後、その読み上げをお願いします。

賃金室長

それでは、答申文案を作成して参りますので、少々お待ちください。

【退室、答申案を持って入室】

室長補佐

それでは、答申文案を読み上げいたします。

【答申文（案）を読み上げ】

会長

異議申出に対する答申文は、この（案）のとおりとして差し支えありませんか。

【異議なし】

会長

それでは、異議申出に対する答申は、答申（案）のとおりとします。（案）は、削除をお願いします。異議申出に対する審議会の答申を行いたいと思いますので、事務局は答申文を作成してください。

賃金室長

それではただ今から答申文を作成致します。少々お待ちください。

【退室、正本を持って入室】

賃金室長

それでは、井田会長、佐藤局長、中央にお越し願います。答申文をお渡しください。

【会長から局長へ答申文を手交】

会長

以上で、異議申出に対する審議を終了します。

なお、大分県最低賃金専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項に、「その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」と定められています。今般、大分県最低賃金の異議申出に対する審議が終了し、答申いたしましたので、専門部会を廃止したいと思いますが、よろしいですか。

【異議なし】

会長

それでは、本日をもって大分県最低賃金専門部会を廃止することとします。

次に、議題3「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（運営小委員会報告）」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金につきましては、労働者側からの改正申出を受け、7

月31日の審議会において、大分労働局長から、その改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきました。

この諮問を受けまして、8月20日の運営小委員会において、参考人意見聴取を実施し、必要性の有無の審議を行っていただきました。

運営小委員会での結論は報告書としてまとめ、本日の審議会に報告することとなっており、お手元に資料 2 としてお配りしております。

会長

それでは運営小委員会の松隈委員長に運営小委員会の経過と結果について説明をお願いします。

松隈委員長

事務局からの説明のとおり、8月20日に運営小委員会を開催し、申し出のあった6業種について必要性の有無の審議を行いました。審議にあたり、各種商品小売業の企業から意見聴取を行い、各種商品小売業の経営状況等についてお伺いし、審議の参考としたところです。審議の結果、報告書記載のとおり、「各種商品小売業を除く5業種について、必要性有り」との結果となったところです。

会長

ありがとうございました。事務局から運営小委員会報告の読み上げをお願いします。

室長補佐

資料 2 を御覧ください。読み上げます。

【運営小委員会報告を読み上げ】

会長

運営小委員会の報告のとおり、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、各種商品小売業を除く5業種について必要性有りとして取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

それでは、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、各種商品小売業を除く5業種について必要性有りとの結論を審議会として確認します。

次に議題4「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）」に入ります。

答申文の検討を行います。事務局は、答申文の（案）を作成し、配付後、その読み上げをお願いします。

賃金室長

それではただ今から答申文案を作成致しますので少々お待ちください。

【退室、答申文案を持って入室】

室長補佐

それでは、読み上げさせていただきます。

【答申文（案）を読み上げ】

会長

この答申文（案）に対して、ご意見、質問等はありませんか。

それでは、本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する答申は、この（案）のとおりとしてよろしいですか。

【意見なし】

会長

それでは、これを答申とします。冒頭の（案）は削除をお願いします。

ここで、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する答申を行いたいと思います。

賃金室長

それではただ今から答申文を作成致しますので少々お待ちください。

【退室、正本を持って入室】

賃金室長

それでは、井田会長、佐藤局長、中央にお越し願います。

【会長から局長に答申文を手交】

会長

以上で、本議題についての審議を終了します。

次に、議題5「特定最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

ただ今、本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性につきまして、各種商品小売業を除く5業種について必要有りとの答申をいただきましたので、この答申を受けまして、労働局長から審議会に改正についての諮問をさせていただきたいと思えます。

それではただ今から諮問文を作成致しますので少々お待ちください。

【退室、正本を持って入室】

賃金室長

井田会長、佐藤局長、中央にお越しくください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会長

それでは、事務局に諮問文の配付と読み上げをお願いします。

室長補佐

お配りした諮問文を御覧ください。読み上げさせていただきます。

【諮問文を読み上げ】

会長

ただ今労働局長から、特定最低賃金の改正決定に関する諮問を受けたところですが、これに関する今後の予定等について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

この審議会終了後、5業種の特定最低賃金の改正決定のための意見を求める公示と労使の専門部会委員候補者の推薦に関する公示を大分労働局の掲示板とホームページで公示します。

なお、専門部会委員候補者の推薦締切日は、9月11日(水)といたしますので、期日までに専門部会委員の推薦をいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、特定最低賃金専門部会の第1回目につきましては、事務的な諸手続き等であり、合同会議での開催が効率的な運営となりますので、平成6年度から合同会議の形式で開催をしております。

本年度も同様の形式で9月25日に開催させていただければと考えております。

9/25の合同会議後、9/27～10/24までの間に特定最賃ごとに専門部会を開催していただくこととなりますが、合同会議で各専門部会開催日程調整をさせていただきたいと思っております。このため、合同会議までの間に専門部会委員に就任いただきます委員の皆様にはメールまたは文書によって日程の確認をさせていただきます。

各専門部会における審議が終了後の10月25日(金)の午後1時30分から本審を開催し、専門部会報告又は採決をしていただき、改正答申をいただきたいと思っております。

このスケジュールで進みますと、各特定最賃とも12月25日に統一して発効ができることとなりますので、よろしく願いいたします。

その後、異議申出の期間終了後の11月12日(火)に異議審議のための本審を開催することとなります。特定最低賃金の改正決定については、例年異議がないため開催されていないところではありますが、念のため日程の確保をよろしく願いいたします。異議の提出がありましたら、皆様にご連絡の上、開催通知を差し上げますので、よろしく願いいたします。

会長

ただ今の事務局の説明について、質問等ありませんか。

【意見なし】

会長

それでは、本年度の特定最低賃金専門部会の第1回目の合同会議の開催について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

合同会議は、9月25日(水)午後1時30分から、当ビル2階のソフィアホールにて開催させていただきます。この会議室ではなく2階のホールですので、よろしく願いいたします。

会長

事務局から合同会議は9月25日(水)午後1時30分から開催するとの説明がありましたが、よろしいですか。

【異議なし】

会長

それでは、次に、議題6「その他」に入ります。

予定の議事はありませんので、各委員から何かこの場で議論をすべきことなどありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

事務局からありますか。

賃金室長

特にございません。

会長

それでは、最後に佐藤労働局長からご挨拶があると聞いていますのでお願いします。

労働局長

労働局長の佐藤でございます。

本日はお忙しい中、この審議会にご出席、そして審議いただきまし

たこと、誠にありがとうございます。

本日の審議会では、異議申出につきましての審議、そして答申をいただくことができました。誠にありがとうございました。

本日の審議会終了後、大分労働局では改正決定の手続きを速やかに行いまして、10月5日の発効となる予定でございます。

今後、大分労働局といたしましては、改正いたします大分県最低賃金の周知広報、そして引き続き大分県内で賃上げに尽力される中小企業、小規模事業者の方々への助成金等の周知徹底、取り組みの支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、本日は特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましても答申をいただきました。改正決定の必要のある5業種につきまして、合わせて諮問させていただいたところでございます。

今後、それぞれの専門部会で審議を行っていただくこととなります。各委員の皆様方におかれましては、引き続きご苦勞をおかけすることとなりますけれども、各業種それぞれの状況等を勘案していただきまして、丁寧な審議をお願いできたらと考えているところでございます。

これから残暑が厳しい折でございますが、何とぞ大分県の賃金の審議にご協力いただきまして活力ある大分県を推進していくということで皆様のお力をお貸しいただけたらと思っております。

簡単ではございますが、私からのあいさつ、そしてお礼の言葉とさせていただきます。

どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。

会長

以上をもちまして、大分県最低賃金の審議が全て終了しました。

労働者側、使用者側の委員の皆様、並びに公益の委員の方々の多大なるご協力によりまして無事に審議を終えることができました。あらためて、感謝申し上げます。引き続き、特定最賃の金額審議につきましても、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事録確認委員は、山田委員、高橋委員にお願いします。

以上で、本日の審議회를終了します。皆様大変お疲れ様でした。